

平成 16 年度 教員個人評価（試行）の集計・分析報告書

シンクロトロン光応用研究センター

対象組織の現況及び特徴

1 現況

- (1) 機関名 佐賀大学
- (2) センター名
シンクロトロン光応用研究センター
- (3) 所在地 佐賀県佐賀市本庄町 1
- (4) 教育組織との関係
教員は工学系研究科に属している。
- (5) 教員数
教授 2 名，講師 1 名，助手 2 名

2 特徴

平成 15 年 4 月 1 日付で省令施設として教授，助教授，助手各々 2 名，合計 6 名の定員にて新設された（この内，助教授 1 名は流動定員であり、九州大学工学研究 院より移動した）。これに先立ち，平成 13 年 6 月，佐賀県知事の強い要請もあって，学内措置にて学内の定員 2 名（教授 1，助教授 1）で発足した経緯がある。

本センターは，シンクロトロン光応用研究を中心とした学術発展と研究教育の拠点となることを目指し，同時に佐賀県のシンクロトロン光応用研究施設事業を全面的に支援・協力することによって，地域の発展に寄与することを大きな使命の一つとしている。センターの運営委員として学外から，九州大学大学院工学研究院、同総合理工学研究院、産総研九州センター、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターから各 1 名が参加している。また、法人化後には流動教員の枠を増加させ、九州大学から 10 名が流動している。さらに学内からも多数が協力教員として参画している。また、センター特任教授、専門委員、特別専門委員などに、全国の専門家を委嘱し、協力を頂いている。

九州地域の国立大学法人と佐賀大学がシンクロトロン光に関する大学間協定を締結しており、連携大学間会議を主催している。また高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所、自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設、中国上海交通大学複合材料研究所、中国科学院应用物理研究所、韓国嘯頂放射光研究所、露国クリャトフ研究所放

射光研究センター、英国リバプール大学物理学教室など、国内外のシンクロトロン光関連機関と連携協力協定を締結している。

センターは、本庄地区以外にも、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに鳥栖支所、上海交通大学複合材料研究所に上海支部、佐賀大学東京サテライトに東京支部、を設置して活動を展開している。

研究の目的及び重点課題

1 研究目的

シンクロトロン光を利用した未来を切り拓く最先端の応用研究を遂行し、地元産業の高度化と大学発の新産業創出につながるシンクロトロン光技術を確立することを基本目的とする。

2 重点的な研究課題

「半導体と生命体を融合した環境・医用・エネルギー材料開発研究」をテーマとして掲げ、世界的視点から先導的先進的なシンクロトロン光応用研究を行うことを目指したナノスケール表面・界面ダイナミクス用ビームラインの整備が、平成14年度補正予算で認められ、建設済みである。

平成17年度からは、特別教育研究経費（地域連携融合事業）として「シンクロトロン光を利用した佐賀県等との一体化による先導的工学的基盤研究」が認められている。

点検評価ならびに活動報告の方式

センターは、以下の点検評価ならびに活動報告を行っている。

1 国立大学法人佐賀大学の中期目標ならびに各年度目標に則った点検評価

平成16年度、平成17年度ともに、すでに報告済みで、大学としての全体的な取り纏めが行われている。

2 大学評価機構の評価（試行）

平成18年に実施中で、一部はすでに報告済みで、大学としての全体的な取り纏めが行われている。

3 個人点検評価

平成17年度から開始したために取り組みが遅れたが、平成18年2月のセンター運営委員会で個人点検評価に関する実施規則ならびに実施方法を定め、平成18年3月に第一回の点検評価を行った。

4. 外部点検評価

外部の2名の専門家をお願いして平成18年6月に実施し、現在その報告を纏めている所である。

5. ACTIVITY REPORTS の発行

センターが平成15年に省令施設として発足したので、平成15年度、平成16年度の活動報告として、英文でACTIVITY REPORTSを平成17年度末に発行し、関係方面に公表・配布した。

6. ホームページ

センターは、そこ活動を広く宣伝する目的で、ホームページを設けており、適時情報発信を行っている。

IV 個人点検評価

上記3の個人点検評価の実施結果は以下の通りである。

1. 実施対象

センター専任教官を対象とし、センター特任教授、流動教員、協力教員、ならびに各委員会メンバーは含めない。また、非常勤博士研究員も対象としない。

2. 実施時期

実施規則ならびに実施方法の制定：平成18年2月

点検評価の実施：平成18年3月

点検評価の提出：平成18年4月

3. 実施方法

各人が目標申告書を提出。その後、年度末に自己点検ならびに自己評価を行う。その結果の報告をセンター長に提出する。センター長は、評価委員会などを組織し、各人の自己点検評価報告書に対する検討を行い、各人に意見を添えて還元し、一層の活躍を促進する。なお、これらのプロセスは非公開を原則として行う。

4 . 実施率

目標申告書の提出：100%

自己点検評価報告書の提出：100%

5 . 個人点検評価の結果

個人点検評価は非公開で行うことが決められている。また、センター専任教員数は合計5名であり、統計的な分析は意味を成さない母数である。一方で、センターは活動報告を公開で行っており、その中にセンター専任教員の活動実績が表れている。したがって、個人点検評価結果の内容については、原則どおり非公開とするが、点検項目として掲げた研究業績、教育業績、地域貢献、国際貢献などの観点においていずれも、センター教員は優れた活動を行っていることを強調しておきたい。

個人目標申告書（別紙様式1）

平成 年 月 日

職種		氏名	印
I 教育		「重み」配分：	
項目	選択欄	備	考
(1) 担当科目の教育目標，到達目標，教育方法，評価基準・方法等をシラバスに明記する。			
(2) 担当科目の開講前，閉講後点検をする。			
(3) 主題科目など教養教育科目を担当する。			
(4) 担当科目について学生による授業評価を実施し，授業改善に取り組む。			
(5) ネット授業など時代に即応した教育を展開する。			
(6) 施設見学など実験装置の実物に沿った教育の向上に努める。			
(7) 他大学の学生との交流機会を作ることで，競争力が身につく教育を行う。			
(8) 他大学の教員との交流機会を作ることで，広い知見が得られる教育を行う。			
(9) 修士学生定員を充足するように努力する。			
(10) 修士学生自らが特別研究の成果を学会等で発表するように指導する。			
(11) 博士後期課程の学生を3年間に少なくとも1人を受け入れ，博士学生定員を充足するように努力する。			
(12) 留学生を受け入れたり，海外からの研究者を招聘したりして，国際的な教育を行う。			
(13) 専攻・学科に囚われない教育を行う。			
(14) TA/RAの採用・指導により学生の教育を活性化する。			
(15) インターンシップ制度を活用した学生の体験的学習・教育を行う。			
(16) オフィスアワーを設けるなど，学生からの学習・進路等の相談に応じる。			
(17) 学生の保証人からの相談に応じる。			
(18) 企業からの就職斡旋依頼，相談に応じる。			
(19) ハイキングやスポーツ，コンパなどの学生と教員の交流を通じて人格教育を行う。			
II 研究		「重み」配分：	
項目	選択欄	備	考
(1) 査読付論文として平均1年に1報公表する。			
(2) インパクトファクターの高い国際誌に，少なくとも3年に1報公表する。			
(3) 学会において，研究成果等の発表を毎年1件以上行う。			
(4) 国際会議において，研究成果等の発表を平均2年に1件以上行う。			

(5)	研究会や講演会において、研究成果等の発表を平均年1件以上行う。		
(6)	他大学、研究機関との共同研究など、競争力ある研究を行う。		
(7)	海外の研究者との交流、共同研究など、国際的な研究活動を行う。		
(8)	代表者として科学研究費補助金費に応募する。		
(9)	代表者あるいは分担者として各種資金の公募に応募する。		
(10)	代表者あるいは分担者として各種ビッグプロジェクトの公募に応募する		
(11)	大学院博士前期課程学生の主指導教員としての担当資格を維持する。		
(12)	大学院博士後期課程学生の主指導教員としての担当資格を維持する。		
(13)	大学間、官学間等の組織横断的な研究プロジェクトや研究グループに参画する。		
(14)	共同研究・受託研究を受け入れる。		
(15)	大学の知的財産（特許等）の創出と獲得に貢献する。		
(16)	センター独自の重点課題の達成に貢献する。		
(17)	留学や海外出張など、海外情報収集を行う。		
(18)	研究会や学会の主催・共催を行う。		
(19)	書籍、解説記事、ホームページなどを通じて、研究成果を広める。		
(20)	新聞、報道機関などの取材を受け入れて、研究成果の広報活動を行う。		
Ⅲ 国際交流・社会貢献		「重み」配分：	
	項 目	選択欄	備 考
(1)	本学が行う国際的学術交流事業に協力、貢献する。		
(2)	学外の国際的学術交流事業（日本学術振興会、JICA研修等）の依頼に応じる。		
(3)	公開講座、セミナー、フォーラム、シンポジウム、生涯学習等、地域の人々に対し貢献する。		
(4)	学内外(学会、自治体等)からの協力依頼に応じる。		
(5)	国際交流協定先とのジョイントセミナー等を行なう。		
(6)	ホームページを用いて研究を分かりやすく紹介する。		
(7)	九州シンクロトン光研究センター利用に関する科学技術相談に応じ、地域振興に協力する。		
(8)	佐賀大学TL0を通じた技術移転に協力する。		
(9)	地域活性化に繋がる研究活動に協力・参画する。		
Ⅳ 組織運営		「重み」配分：	
	項 目	選択欄	備 考
(1)	本学・本センターにおける諸活動に積極的に参加、協力する。		

(2) 本学教職員が働きやすい環境づくりに協力する。		
(3) 環境美化, 安全衛生活動等に協力する。		
(4) 本センターの安全規則を遵守する。		
(5) 自己点検・評価等の資料作成に応じる。		
(6) 全学委員会委員又は学長・センター長からの推薦・指名委員としての役割を果たす。		
(7) 学外組織・機構・本省等からの推薦・指名委員等の要請に応じる。		
(8) 国内外の連携協定締結先からの要請に協力する。		
(9) センター内において指定された職務を果たす。		
(10) 同窓会, 後援会等からの相談に積極的に応じる。		
(11) 大学公開事業(後援会, オープンキャンパス等)に協力する。		
(12) 本センター独自の目標を達成するための役割を果たす。		

- (注) 1 選択欄には、職務上等で目標とすることが困難な場合 (-) を記入してください。
その場合、必ず備考欄に理由を書いてください。
2 また、目標項目について特記すべき点があれば備考欄に書いてください。
3 各領域の「重み」は全領域の合計が1.0となるよう決めて下さい。

自己点検・評価書（別紙様式3）

平成 年 月 日

職種		氏名		印
I 教育		「重み」配分：		
項目	選択欄	自己評価	評価委員	
(1) 担当科目の教育目標，到達目標，教育方法，評価基準・方法等をシラバスに明記する。				
(2) 担当科目の開講前，閉講後点検をする。				
(3) 主題科目など教養教育科目を担当する。				
(4) 担当科目について学生による授業評価を実施し，授業改善に取り組む。				
(5) ネット授業など時代に即応した教育を展開する。				
(6) 施設見学など実験装置の実物に沿った教育の向上に努める。				
(7) 他大学の学生との交流機会を作ることで，競争力が身につく教育を行う。				
(8) 他大学の教員との交流機会を作ることで，広い知見が得られる教育を行う。				
(9) 修士学生定員を充足するように努力する。				
(10) 修士学生自らが特別研究の成果を学会等で発表するように指導する。				
(11) 博士後期課程の学生を3年間に少なくとも1人を受け入れ，博士学生定員を充足するように努力する。				
(12) 留学生を受け入れたり，海外からの研究者を招聘したりして，国際的な教育を行う。				
(13) 専攻・学科に囚われない教育を行う。				
(14) TA/RAの採用・指導により学生の教育を活性化する。				
(15) インターンシップ制度を活用した学生の体験的学習・教育を行う。				
(16) オフィスアワーを設けるなど，学生からの学習・進路等の相談に応じる。				
(17) 学生の保証人からの相談に応じる。				
(18) 企業からの就職斡旋依頼，相談に応じる。				
(19) ハイキングやスポーツ，コンパなどの学生と教員の交流を通じて人格教育を行う。				
(20) その他(自己申告)				
II 研究		「重み」配分：		
項目	選択欄	自己評価	評価委員	
(1) 査読付論文として平均1年に1報公表する。				
(2) インパクトファクターの高い国際誌に，少なくとも3年に1報公表する。				
(3) 学会において，研究成果等の発表を毎年1件以上行う。				
(4) 国際会議において，研究成果等の発表を平均2年に1件以上行う。				

(5)	研究会や講演会において、研究成果等の発表を平均年1件以上行う。			
(6)	他大学、研究機関との共同研究など、競争力ある研究を行う。			
(7)	海外の研究者との交流、共同研究など、国際的な研究活動を行う。			
(8)	代表者として科学研究費補助金費に応募する。			
(9)	代表者あるいは分担者として各種資金の公募に応募する。			
(10)	代表者あるいは分担者として各種ビッグプロジェクトの公募に応募する			
(11)	大学院博士前期課程学生の主指導教員としての担当資格を維持する。			
(12)	大学院博士後期課程学生の主指導教員としての担当資格を維持する。			
(13)	大学間、官学間等の組織横断的な研究プロジェクトや研究グループに参画する。			
(14)	共同研究・受託研究を受け入れる。			
(15)	大学の知的財産（特許等）の創出と獲得に貢献する。			
(16)	センター独自の重点課題の達成に貢献する。			
(17)	留学や海外出張など、海外情報収集を行う。			
(18)	研究会や学会の主催・共催を行う。			
(19)	書籍、解説記事、ホームページなどを通じて、研究成果を広める。			
(20)	新聞、報道機関などの取材を受け入れて、研究成果の広報活動を行う。			
(21)	その他（自己申告）			
Ⅲ 国際交流・社会貢献		「重み」配分：		
項 目		選択欄	自己評価	評価委員
(1)	本学が行う国際的学術交流事業に協力、貢献する。			
(2)	学外の国際的学術交流事業（日本学術振興会、JICA研修等）の依頼に応じる。			
(3)	公開講座、セミナー、フォーラム、シンポジウム、生涯学習等、地域の人々に対し貢献する。			
(4)	学内外(学会、自治体等)からの協力依頼に応じる。			
(5)	国際交流協定先とのジョイントセミナー等を行なう。			
(6)	ホームページを用いて研究を分かりやすく紹介する。			
(7)	九州シンクロトン光研究センター利用に関する科学技術相談に応じ、地域振興に協力する。			
(8)	佐賀大学TLOを通じた技術移転に協力する。			
(9)	地域活性化に繋がる研究活動に協力・参画する。			
(10)	その他（自己申告）			
Ⅳ 組織運営		「重み」配分：		
項 目		選択欄	自己評価	評価委員

(1) 本学・本センターにおける諸活動に積極的に参加，協力する。			
(2) 本学教職員が働きやすい環境づくりに協力する。			
(3) 環境美化，安全衛生活動等に協力する。			
(4) 本センターの安全規則を遵守する。			
(5) 自己点検・評価等の資料作成に応じる。			
(6) 全学委員会委員又は学長・センター長からの推薦・指名委員としての役割を果たす。			
(7) 学外組織・機構・本省等からの推薦・指名委員等の要請に応じる。			
(8) 国内外の連携協定締結先からの要請に協力する。			
(9) センター内において指定された職務を果たす。			
(10) 同窓会，後援会等からの相談に積極的に応じる。			
(11) 大学公開事業（後援会，オープンキャンパス等）に協力する。			
(12) 本センター独自の目標を達成するための役割を果たす。			
(13) その他（自己申告）			

シンクロトロン光応用研究センターにおける教員の個人評価に関する実施基準（試行）

（趣旨）

第1 この実施基準は、国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準（平成17年9月27日制定。以下「個人評価実施基準」という。）第3に基づき、佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター（以下「本センター」という。）における職員の個人評価の実施基準に関し、必要な事項を定める。

（評価体制）

第2 本センターの個人評価の実施に係る評価組織は、センター長が別に定める佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター個人評価実施委員会（以下「評価実施委員会」という。）とする。

2 本センターが行う個人評価の対象とする教員は、本センターに所属する専任の教員（教授，助教授，講師及び助手）とする。

（点検・評価項目及び評価基準等）

第3 点検・評価は、教育，研究，国際交流・社会貢献及び組織運営の各領域ごとに、個人の活動実績及び改善に向けた取組について行う。

2 各領域の点検・評価項目及び評価基準は、第4の（2）に定める活動実績報告書によるものとする。

3 各教員は、各自の個性を生かす評価を行うため、自己の職種，職務，能力，関心等を勘案して各評価領域における達成目標をあらかじめ設定して申告する。

4 達成目標の設定は、別に定める「佐賀大学シンクロトロン光応用研究センターにおける個人達成目標の指針（以下「指針」という。）」に基づき行う。

（評価の実施方法）

第4 個人評価の実施は、個人評価実施基準によるもののほか、次の各号により実施する。

（1） 各教員は、毎年 月末日までに個人目標申告書（別紙様式1）を作成し、センター長に提出する。

（2） 各教員は、毎年 月末日までに前年度の活動実績報告書（別紙様式2）及び自己点検・評価書（別紙様式3）を作成し、センター長に提出する。

（3） 評価実施委員会は、各教員の個人目標申告書，活動実績報告書及び自己点検・評価書に基づいて、本学及び本センターの目標達成に向けた活動という観点から審査し、これらを基に評価を行う。

評価実施委員会は、審査に当たり、審査の公正性を確保するため、必要に応じ、他の職員から意見を求めることができる。

また、評価実施委員会は、必要に応じ、評価内容について、当該教員から意見を聴取するこ

とができる。

- (4) 領域別評価及び総合評価は、指針3に定める方法により行う。
- (5) センター長は、自己点検・評価書に評価結果を記入した個人評価結果(別紙様式4)を当該職員に封書で通知する。
- (6) 各教員は、個人評価の結果に対して異議がある場合は、通知後2週間以内に異議申立書(様式任意)をセンター長に提出することができる。この場合において、評価実施委員会は、当該教員から意見を聴取する機会を設けるものとする。
- (7) 評価実施委員会は、異議申立書を提出した教員から意見を聴取の上、必要と認められるときは、再審査・評価を行う。再審査に際し、評価実施委員会は、先行する審査に際して意見を求めた職員以外に、必要と認められる者から意見を求めなければならない。
- (8) 再審査・評価の結果は、センター長から当該教員に封書で通知する。
- (9) 評価実施委員会は、個人評価結果の総合的分析を行い、センター長は、その結果を毎月末日までに学長に報告する。

(評価結果の活用)

第5 評価結果の活用については、国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則(平成17年3月1日制定)によるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 各教員は、自己の活動状況を点検・評価し、自己の活動改善の資料とする。
- (2) センター長は、各教員の活動状況を取りまとめ、活動改善の資料とする。
- (3) センター長は、達成度に応じて、教員の活動の改善について適切な指導及び助言を行う。

(評価結果の公表等)

第6 センター長は、取りまとめた評価結果を、センター運営委員会等に報告するとともに公表する。

- 2 個人の評価結果は、本人以外には公開しないものとする。
- 3 前2にかかわらず、評価実施委員会委員は、必要に応じ個人評価結果、自己点検・評価書を閲覧することができる。
- 4 評価実施委員会委員は、正当な理由なく、職務上知り得た非公開の個人情報等を漏らしてはならない。

附 則

この実施基準は、平成18年3月1日から施行する。

シンクロトン光応用研究センターにおける個人達成目標の指針（教員用）

1 個人達成目標の設定：「個人目標申告書」

教員の業績評価は、各教員の諸活動の領域（教育，研究，国際交流・社会貢献及び組織運営）について行われる。画一的な基準ではなく、各教員個人の個性を生かす評価を行うため、自主的に達成目標を設定して申告する。

2 達成目標設定の記入方法

各教員は、自己の立場，職務，能力，関心等を勘案して、教育，研究，国際交流・社会貢献及び組織運営の各領域における達成努力目標を以下の例示を参考にして自主的に設定し、「個人目標申告書」（別紙様式1）に記入する。

なお、教育に関する領域と研究に関する領域において、各教員は5つ以上の個人目標を設定すること。

〔各領域の目標〕

教育に関する目標

- 1．担当科目の教育目標，到達目標，教育方法，評価基準・方法等をシラバスに明記する。
- 2．担当科目の開講前，閉講後点検をする。
- 3．主題科目など教養教育科目を担当する。
- 4．担当科目について学生による授業評価を実施し，授業改善に取り組む。
- 5．ネット授業など時代に即応した教育を展開する。
- 6．施設見学など実験装置の実物に沿った教育の向上に努める。
- 7．他大学の学生との交流機会を作ることで、競争力が身につく教育を行う。
- 8．他大学の教員との交流機会を作ることで、広い知見が得られる教育を行う。
- 9．修士学生定員を充足するように努力する。
- 10．修士学生自らが特別研究の成果を学会等で発表するように指導する。
- 11．博士後期課程の学生を3年間に少なくとも1人を受け入れ，博士学生定員を充足するように努力する。
- 12．留学生を受け入れたり、海外からの研究者を招聘したりして、国際的な教育を行う。
- 13．専攻・学科に囚われない教育を行う。
- 14．TA/RAの採用・指導により学生の教育を活性化する。
- 15．インターンシップ制度を活用した学生の体験的学習・教育を行う。
- 16．オフィスアワーを設けるなど，学生からの学習・進路等の相談に応じる。
- 17．学生の保証人からの相談に応じる。
- 18．企業からの就職斡旋依頼，相談に応じる。
- 19．ハイキングやスポーツ、コンパなどの学生と教員の交流を通じて人格教育を行う。

研究に関する目標

- 1．査読付論文として平均1年に1報公表する。
- 2．インパクトファクターの高い国際誌に、少なくとも3年に1報公表する。
- 3．学会において、研究成果等の発表を毎年1件以上行う。

- 4．国際会議において、研究成果等の発表を平均2年に1件以上行う。
- 5．研究会や講演会において、研究成果等の発表を平均年1件以上行う。
- 6．他大学、研究機関との共同研究など、競争力ある研究を行う。
- 7．海外の研究者との交流、共同研究など、国際的な研究活動を行う。
- 8．代表者として科学研究費補助金費に応募する。
- 9．代表者あるいは分担者として各種資金の公募に応募する。
- 10．代表者あるいは分担者として各種ビッグプロジェクトの公募に応募する
- 11．大学院博士前期課程学生の主指導教員としての担当資格を維持する。
- 12．大学院博士後期課程学生の主指導教員としての担当資格を維持する。
- 13．大学間、官学間等の組織横断的な研究プロジェクトや研究グループに参画する。
- 14．共同研究・受託研究を受け入れる。
- 15．大学の知的財産（特許等）の創出と獲得に貢献する。
- 16．センター独自の重点課題の達成に貢献する。
- 17．留学や海外出張など、海外情報収集を行う。
- 18．研究会や学会の主催・共催を行う。
- 19．書籍、解説記事、ホームページなどを通じて、研究成果を広める。
- 20．新聞、報道機関などの取材を受け入れて、研究成果の広報活動を行う。

国際交流・社会貢献に関する目標

- 1．本学が行う国際的学術交流事業に協力，貢献する。
- 2．学外の国際的学術交流事業（日本学術振興会，JICA 研修等）の依頼に応じる。
- 3．公開講座，セミナー，フォーラム，シンポジウム，生涯学習等，地域の人々に対し貢献する。
- 4．学内外（学会，自治体等）からの協力依頼に応じる。
- 5．国際交流協定先とのジョイントセミナー等を行なう。
- 6．ホームページを用いて研究を分かりやすく紹介する。
- 7．九州シンクロトン光研究センター利用に関する科学技術相談に応じ，地域振興に協力する。
- 8．佐賀大学 TLO を通じた技術移転に協力する。
- 9．地域活性化に繋がる研究活動に協力・参画する。

組織運営に関する目標

- 1．本学・本センターにおける諸活動に積極的に参加，協力する。
- 2．本学教職員が働きやすい環境づくりに協力する。
- 3．環境美化，安全衛生活動等に協力する。
- 4．本センターの安全規則を遵守する。
- 5．自己点検・評価等の資料作成に応じる。
- 6．全学委員会委員又は学長・センター長からの推薦・指名委員としての役割を果たす。
- 7．学外組織・機構・本省等からの推薦・指名委員等の要請に応じる。
- 8．国内外の連携協定締結先からの要請に協力する。
- 9．センター内において指定された職務を果たす。
- 10．同窓会，後援会等からの相談に積極的に対応する。
- 11．大学公開事業（後援会，オープンキャンパス等）に協力する。
- 12．本センター独自の目標を達成するための役割を果たす。

3 領域別評価と総合評価

領域別評価

領域別評価は、評価領域ごとに次の5段階で評価し、「自己点検・評価書」(別紙様式3)に記入する。

領域別評価	領域別評価点
かなり高い	5
高い	4
標準的レベルである	3
低い	2
かなり低い	1

総合評価

総合評価は、次の5段階で評価し、そのように評価した理由を、「自己点検・評価書」(別紙様式3)に記入する。

総合評価	総合評価点
特に優れている	5
優れている	4
おおむね良好	3
改善の余地がある	2
改善を要する	1

附 則

この指針は、平成18年3月1日から施行する。